

いじめ対応マニュアル

山辺中学校

I いじめ発生時の指導の流れ

生徒指導上の問題は、機を逸することなく学年会・職員会で取り上げ、全職員一致した立場で指導する。どんなことでも生徒指導上の事象は速やかに報告する。



※ 対応している職員の授業は教科内または学年内で補充する。

<p>1 事情聴取 (学年職員等) ※ 必ず記録をとる</p> <p>○ 関係生徒が複数の場合は、一斉に別の場所で行う。場合によっては、一人の生徒に複数の職員があたる。 (※ 他の生徒と接触をさせない)</p> <p>○ 生徒に対して聞く項目を同一にし、事実関係を合わせながら聞き取りを行う。 ※ 聞き方に配慮を。事実の確認のみを行い、くどい聞き方や叱責はしない。</p>
<p>2 指導方針の決定 (校長・教頭・教務・生徒指導係・学年主任)</p> <p>○ 聞いた内容を照らし合わせ、学年主任・校長へ報告し、指示を受ける。 (生徒指導主任にも報告を)</p> <p>○ 校長が不在の場合は、教頭・教務主任に報告し指示を受ける。</p> <p>○ 状況の分析をし、問題解決への方策を立てる。 ※ 必ず記録を残す</p> <p>◇ 指導、援助の内容を検討。役割分担を決定する。</p>
<p>3 対応 …… 家庭へ連絡 (学級担任・学年主任 等)</p> <p>○ 学校管理下で起きた事故や事件は、電話で連絡をした後、学校に責任があるので、報告や相談にあたっては、原則として家庭訪問をして誠実に対応する。</p> <p>◇ 家庭訪問は、複数の職員で行う。(学年主任または教頭が同伴する)</p> <p style="text-align: center;">※ 最初に生徒や家庭と気持ちがこじれると、後々の指導に大きな影響を残すので、生徒及び親の人格を傷つけることのないように言葉や態度には充分配慮していく。</p>
<p>4 本人への指導 (学年職員等)</p> <p>担任との対話を通して、やったことの実態を整理し、生徒の気持ちを聞き、これからの行動についての助言と支援をする。</p> <p>(1) 生徒の話を聞き、自己を見つめさせる。</p> <p>① 自分の行為の持つ意味 (周囲に及ぼした影響や法的な意味など、それに伴う社会的責任)</p> <p>② 自分がそういう行動をとってしまったときの気持ちについて気づかせていく。</p> <p>③ 生徒が抱える様々な問題 (行為の背景) にも耳を傾けていく。</p> <p>④ 自分の生活の見直しやこれからの学校生活への決意などについて話し合う。</p> <p>(2) 反省文を書く</p>

- ① 話し合った内容を作文にまとめさせる。
- ② 生徒にまかせっきりにしないで、職員が言葉を添えながら一緒に仕上げる。

5 校長指導（校長・教頭・教務主任・生徒指導係・学級担任・学年主任）

司会：教頭

- (1) 経過報告・・・生徒指導係、学年主任
 - これまでの指導や生徒の様子など、事実のみを報告する。
 - (2) 担任の見解
 - 生徒の成長を期待する立場で発言する。
 - (3) 学校長の指導
 - 生徒の反省の内容を認めていく。
 - (4) 当該生徒の意思表示
 - ① 生徒は担任と話し合った内容を、校内の社会規範を代表する立場である校長や親の前で表明できるように図る。
 - 特別指導の具体的要請にどう応えるか。
 - 親や担任の指導を受け入れるかどうか。
- などを答える。

6 報告

職員会または朝会で担任は報告する。（形式は別紙の通り）

《報告する内容》

問題行動の内容

原因と本人の生活上の問題

指導と解決へ向けての手順と手立て

友人・先輩との関わり

家庭の様子

II いじめへの対応の具体

○ いじめ、暴力行為があった場合

(1) 通報

- ① 職員の発見、生徒の発見。職員室にすぐ連絡する。

(2) 暴力行為の制止

- ① できるだけ多くの職員で対応し、取り押さえる。
- ② 状況により、緊急放送する。ただちに現場へ急行する。

－ 生徒指導 27-7 －

(3) 緊急処置

- ① けがの有無を確認し、処置する。

(4) 緊急会議（校長・教頭・教務主任・生徒指導係・養護教諭 等）

- ① 被害者の受診の必要性とその方法について
- ② 警察など関係機関への連絡について
- ③ 教育委員会への連絡、指示を受ける。

- ④ 今後の役割分担等について校長（または教頭）が指示をする。
- (5) 当事者の指導
- ① 当該生徒への指導
- ア 興奮が収まるのを待って、原因・背景・状況・経過などを聴取する。
- イ 生徒の理不尽な言い分にも、まず耳を傾け、「取調べ」にならないように留意する。
- ウ 性急に謝罪・反省を求めず、個々の生徒に応じた対応をする。
- ② 他の生徒への指導
- ア 野次馬的行動をとる生徒を制止するとともに、他の生徒に動揺を与えないように配慮する。
- イ 事件を目撃した生徒からは、そのときの状況を聞いておく。
- (6) 家庭連絡
- ① 被害者の保護者へ
- ア 不安感を持たせないよう配慮しながら、事実関係を伝える。
- イ 憶測で話をしたり、決め付けたりしない。誠意ある態度で対応する。
- ウ 医療機関へ向かっている場合には、その場所・電話番号・付き添いの職員の氏名等を伝える。
- ② 加害者の保護者へ
- ア 保護者に来校してもらうか、学級担任が家庭訪問をして事実関係を説明するとともに、今後の対応について話し合う。
- イ 話し合いにあたっては、次のことに留意する。
- ・ 緊急であっても、保護者の了解を得る。
 - ・ 時間の都合など、保護者の意向を尊重する。
 - ・ 他の生徒、他の保護者の目に触れないよう配慮する。
 - ・ 当日は、緊急対応の内容に留め、それ以外のことについては早急に日時を設定し、学校で話し合うようにする。
- ③ 長期対応
- ア 加害生徒への継続的指導
- ・ 謝罪、弁済だけでなく「真に責任を取る」ことを目標とする。
 - ・ 事件を、生徒との心の通い合いを強めるきっかけにしたい。
- イ 被害生徒への継続的指導
- ・ 心の傷を理解し、学級受け入れなどに配慮する。
- ウ 関係生徒のその後の人間関係を注意して見守り、助言する。
- エ 学級での日ごろから指導を見返し、生徒指導係・学年主任などと相談して対処する。校長に連絡する。
- オ 教育委員会に連絡する。

Ⅲ その他

- 家庭、地域との対応について
- (1) 家庭訪問などで学校全体に関わることや自分の担当以外のことについて苦情・要望が寄せられた場合、自分の判断で即答することは避け、学校に持ち帰って校長（教頭）の指示を受ける。
- (2) 電話で苦情が寄せられた場合は、相手の氏名や連絡先、話の内容を聞き、正しくメモをする。その後、すぐに担当者や校長・教頭に報告をする。
- 凶器などを持っていたりするなど、生徒に危害が及ぶ可能性がある場合
- ① 発見した生徒または職員が、職員室に連絡をする。
- ② 緊急放送で全職員に連絡し、対応の体制をとる。
- ③ 警察等外部機関への連絡が必要になる。（学校長指示下）

- ア まず、生徒たちを危険から非難させることを第一とする。
- イ 危険要因を排除する必要も出てくるので、生徒たちを守るために、複数の職員で直接対応する。(職員の身に危険が及ぶこともあり得る。)
- ウ 危険度、緊急性がかなり高いので、職員の速やかな行動が必要と考えられる。(防犯訓練等の必要もある。)

〈対応の体制〉

<p>直接対応 ⇒ 男性職員</p> <p>生徒たちの避難の時間を稼ぐため、不審者をその場に足止めができればよい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 相手が凶器などを持っているので、こちらも棒などを持っていく。 ※ 複数で対応することを基本としたいが、場合によっては1対1となってしまうかもしれない。(1対1の状況はできるだけ避ける。) <p>自分の身の危険が及ぶ場合は . . .</p>
<p>生徒への連絡・避難指示等 ⇒ 主に女性職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 不審者の位置にもよるが、基本的には校外へ避難させる。(不審者の位置から反対側に避難させる。) ※ 大騒ぎにならないように、速やかに落ち着いて行動をさせたいが、拡声器などの準備もしていく。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 授業中の場合 . . . 教科担任がクラスごと掌握し、避難させる。 不審者に直接対応するために現場に行く場合は、代わりの職員を指名していく。 ◇ 授業中でない場合 . . . 基本的な対応は、災害避難の対応に準じ、 <ul style="list-style-type: none"> ◎ 不審者に直接対応するのは男性職員とします。 (全員が前提ですが、全体指導に入る男性職員が必要である。) ◎ パニックを防げるかどうか疑問である。
<p>外部機関への連絡(学校長指示下) ⇒ 教頭・女性職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 第1に警察、次に教育委員会へ連絡する。 (必要に応じて救急車、病院) ※ 生徒の保護者への連絡は、学級担任が学級連絡網を使用する。 ※ マスコミ対応の窓口は、教頭が行う。